

## 仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計  
〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22  
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516  
E-mail: daihyou@nakada-partners.or.jp  
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

## 今週のことば

## NFT(非代替性トークン)

複製等が容易なデジタルデータに対して、暗号資産と同様にブロックチェーン技術を用いた所有証明を付加し唯一性を担保する。デジタルコンテンツでの利用拡大。

## 今週のコよみ ご自分の予定を確認して下さい

4/18(月) 友引	発明の日、科学技術週間
19(火) 先負	
20(水) 仏滅	穀雨、郵政記念日
21(木) 大安	
22(金) 赤口	3月の消費者物価指数(総務省)
23(土) 先勝	
24(日) 友引	フランス大統領選・決選投票

## 先週の株と為替

	日経平均株価	円(対米ドル)
4/11(月)	26,822 ▼164	125.24 ▼1.20
12(火)	26,335 ▼487	125.52 ▼0.28
13(水)	26,843 △508	126.05 ▼0.53
14(木)	27,172 △329	125.33 △0.72
15(金)	27,093 ▼79	126.45 ▼1.12

## 短時間労働者に対する社会保険の適用拡大

現在、従業員数501人以上の企業(特定適用事業所)で働く一定のパート・アルバイト等の短時間労働者は、社会保険(厚生年金・健康保険)の適用対象となっていますが、本年10月から101人以上の企業で働く短時間労働者に拡大されます(令和6年10月からは51人以上の企業)。対象拡大の影響を直接受けない企業でも、自社で働く従業員の扶養に入っている配偶者が該当する場合は、被扶養者から外れることとなりますので、確認しましょう。

## ◆特定適用事業所に該当するかの判定は

本年10月から従業員数101人以上の企業が特定適用事業所に該当することになりますが、従業員数とは厚生年金の被保険者数(適用拡大の対象となる短時間労働者等は除く)で判断します。

なお、法人の場合は同一の法人番号を有する全事業所の被保険者数となります(個人事業所は個々の事業所ごと)。

## ◆社会保険の適用対象となる短時間労働者とは

特定適用事業所で働く短時間労働者であり、以下のすべてに該当する方は、本年10月から新たに社会保険の適用対象となります。

①週の所定労働時間が20時間以上……契約上の所定労働時間であり、残業時間は含みません。

②月額賃金が8.8万円以上……基本給及び諸手当で算定し、残業代・賞与・臨時的な賃金等は含みません。なお、年収では106万円以上となります。

③2ヵ月を超える雇用が見込まれる……現行の雇用期間要件(1年以上見込まれる)が見直され、「2ヵ月を超える見込み」となります。

④学生ではない……休学中や夜間学生は対象です。

■この記事の詳細は、情報BOX201515

## 領収書や契約書に課せられる印紙税

印紙税は、領収書や契約書などの印紙税法に規定された課税文書(1~20号)に対して課せられ、原則、作成した課税文書に所定の額面の収入印紙を貼り付け、印章又は署名で消印することによって納付します(紙文書の現物を交付した場合が対象のため、メール等で発行した文書には不要)。

1号(不動産売買契約書等)、2号(工事請負契約書等)、17号(領収書等)は、消費税額を区分記載することで消費税額を除いた金額が記載金額となります。例えば、領収書は記載金額5万円以上が課税対象ですが「商品代金53900円(うち消費税4900円)」のように区分すれば、記載金額は49000円となり印紙税は課せられません。

## 所得税等の振替納税を利用する方は

令和3年分の申告所得税及び個人事業者の消費税について振替納税を利用している場合、期限(所得税3月15日、個人消費税3月31日)までに申告した方の振替日は、所得税が4月21日、個人消費税が4月26日となりますので、引き落とし口座の残高不足等にご注意ください。

なお、新型コロナ等の影響により簡易な方法で期限延長の申請を行った方の振替納税については、所得税が5月31日、個人消費税が5月26日が振替日となります。

## 詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

### 令和4年10月からの短時間労働者に対する社会保険の適用拡大

平成28年10月から、短時間労働者に対する厚生年金保険・健康保険の適用拡大されたことにより、従業員数501人以上の特定適用事業所で働くパート・アルバイト等の短時間労働者が、4分の3基準（週の所定労働時間及び月の所定労働日数が常時雇用者の4分の3以上であること）を満たさない場合でも一定の要件を満たす短時間労働者については、厚生年金保険・健康保険の被保険者となりました。

令和4年10月1日より、対象となる特定適用事業所の要件などが見直しとなり、従業員数101人以上の企業に拡大します。また、令和6年10月からは従業員数51人以上の企業が対象となります。

#### ◆特定適用事業所となる企業の判定

令和4年10月1日から特定適用事業所となる企業の従業員数が101人以上となりますが、特定適用事業所に該当するか判断する際の従業員数は、「厚生年金保険の被保険者の総数が常時101人以上」か否かにより判定します。今回の適用拡大の対象となる短時間労働者や70歳以上で健康保険のみ加入しているような方は対象に含めません。

法人事業所の場合は、同一の法人番号を有する全ての適用事業所に使用される厚生年金保険の被保険者の総数によって判定し、個人事業所の場合は、適用事業所ごとに使用される厚生年金保険の被保険者の総数によって判定します。

また、常時101人以上とは、厚生年金保険の被保険者の総数が12カ月のうち6カ月以上101人以上であることが見込まれる場合を指します。

#### ◆新たに社会保険の適用対象となる短時間労働者とは

令和4年10月1日より、新たに厚生年金保険・健康保険の適用対象となるのは、特定適用事業所で働く短時間労働者であり、以下の全ての要件を満たす方となります。

##### ①週の所定労働時間が20時間以上であること

契約上の所定労働時間であり、臨時に生じた残業時間は含みません。また、契約上20時間に満たない場合でも、実労働時間が2ヶ月連続で週20時間以上となり、なお引き続く見込まれる場合には、3ヶ月目から保険加入とします。

##### ②月額賃金が8.8万円以上（年収106万円以上※）であること

月額賃金の算定対象は、基本給及び諸手当で判断します。ただし、以下の賃金は含まれません。

\*臨時に支払われる賃金（結婚手当等）

\*1月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与等）

\*時間外労働に対して支払われる賃金、休日労働及び深夜労働に対して支払われる賃金（割増賃金等）

\*最低賃金において算入しないことを定める賃金（精皆勤手当、通勤手当及び家族手当）

※月額賃金が8.8万円以上であるかないかのみに基づき、要件を満たすか否かを判定し、年収106万円以上というのはあくまで参考の値です。

##### ③2ヶ月を超える雇用の見込みがあること

現行の雇用期間要件（雇用期間が1年以上見込まれること）が見直され、2ヶ月を超える雇用の見込みがあることが要件となります。なお、日々雇用されている方や、2ヶ月以内の期間を定めて使用される者であって、当該定めた期間を超えて使用されることが見込まれないものについては、被保険者の適用除外の規定に基づき被保険者資格を判断することとなります。

##### ④学生ではないこと

休学中や夜間学生は加入対象となります。

#### ◆要件早見表

対象	要件	現行	令和4年10月～	令和6年10月～
事業所	事業所の規模	常時501人以上	常時101人以上	常時51人以上
短時間労働者	労働時間	週の所定労働時間が20時間以上	変更なし	変更なし
	賃金	月額88,000円以上	変更なし	変更なし
	雇用期間	1年以上雇用される見込み	2ヶ月を超えて雇用される見込み	2ヶ月を超えて雇用される見込み
	適用除外	学生ではないこと	変更なし	変更なし